

平成22年第3回市議会定例会において可決された意見書

臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書

平22.9.3	第3回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、総務大臣

日本国憲法は、第93条において、議事機関として議会を設置すること、長及び議会の議員を住民が直接選挙することを求めており、地方公共団体の基本構造として、いわゆる二元代表制を採用しています。

しかし、現行の地方自治法においては、議会の招集権は長にのみ付与されており、議会側に対しては臨時会の招集請求権が議長等に付与されているのみであり、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は、かねてから長が議会を招集する現行の仕組みを改め、議長に議会招集権を付与するよう求めてきているところであり、国においても、このことも含め、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本改正に向けた検討をされているようであります。

このような中、一部の地方公共団体において、議会側から臨時会の招集請求が行われたにもかかわらず、長が法令の規定に違反し議会を招集しない事例が発生しており、このことは、二元代表制を採用している憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なう極めて遺憾な状況であると言わざるを得ず、現行の地方自治法の規定では、同様な事態が他の地方公共団体においても起こり得る可能性を完全に否定することはできません。

よって、国におかれては、このような現状を重く受け止め、下記事項を早急に実現されるよう強く要請します。

記

1. 現行の地方自治法第101条第2項及び第3項の規定において、臨時会の招集請求権が議長等に付与される要件を満たす場合には、その招集権を議長に付与するよう所要の法改正を行うこと。
2. 少なくとも、長が、同法第101条第4項の規定に違反し、同条第2項及び第3項の規定による議長等からの臨時会の招集請求があった日から20日以内に臨時会を招集しない場合には、議長において招集できるよう所要の法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書

平22. 10. 4 第3回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、内閣官房長官
法務大臣、外務大臣
国土交通大臣、総務大臣

本年9月7日、尖閣諸島沖の日本領海内で中国漁船衝突事件が発生し、那覇地方検察庁は、公務執行妨害容疑で中国人船長を逮捕しましたが、9月24日に処分保留のまま釈放しました。

「尖閣諸島は日本固有の領土で領有権の問題は存在しない」というのが政府の見解であり、国際法上も疑いのないところでもあります。過去の経緯を見ても中国や台湾が領有権について独自の主張を行うようになったのは、1970年以降であり、それ以前はどの国も異議を唱えたことはありませんでした。

しかし今回、中国人船長が逮捕されると、中国側は閣僚級以上の交流停止や国連総会での日中首脳会談の見送り、日本人4人の身柄を拘束するなどの対抗措置をとりました。また、中国人観光客の訪日中止など、日本の各種産業にも悪影響が出ている状況にあります。

このような流れの中で、船長を釈放したことは「中国の圧力に屈した」との印象を国内外に与え、今後同様の事件に関しては、国内法に基づいて厳正に対処していく姿勢を貫かなければなりません。また、このような結果は、国際社会にも誤ったメッセージを与え、極めて遺憾であります。

よって、国におかれては、下記事項を実現し、毅然とした外交姿勢を確立されることを求めます。

記

1. 日本政府は、尖閣諸島が日本固有の領土であることを、中国政府をはじめ、国際的に示すこと。
2. 日本政府は、中国政府に対し、日本の国内法に基づき対処することを主張・堅持し、国民の感情をおおることなく、冷静な対応をするよう要請すること。
3. 日本政府は、検察当局の判断及び釈放に至る経緯も含め国民に対し説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。